

第2編 環境汚染の未然防止及び快適環境の創造

第1章 事前協議制度

第1節 生活環境を阻害する事業の規制

1 概要

この制度は、地域環境の保全を図るため、生活環境を阻害するおそれのある事業を行う場合に、環境をまもる条例に基づき事前に事業者と市が協議するものである。

(1) 対象事業

事前協議の対象となる事業は、次のとおりである。(表 - 170、171)

表 - 170 大規模な建築物の建築事業

建築物の種類	規模	用途地域
物品販売業を営む店舗	床面積の合計が 1,000㎡以上のもの	第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域
ﾌﾞｯﾃﾙを除く旅館及びホテル	増築にあつては、増築後の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域
共同住宅		工業地域

表 - 171 生活環境を阻害するおそれのある施設を使用して行う事業

施設		用途地域
種類	規模	
工場及び作業場	床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上のもの	工業地域及び工業専用地域を除く用途地域
倉庫及び物置場		
駐車場	床面積の合計又は敷地面積が500㎡以上のもの	
トラックターミナル	敷地面積が500㎡以上のもの	
給油取扱所	すべてのもの	

備考 自家用、営業用、新設、増設、用途変更、建築物を伴うもの、露天のものなどすべてのものが対象となる。

(2) 表示板の掲示等

事前協議の届出を行った事業者は、氏名、事業の概要等を記載した表示板を事業予定地の公衆の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

また、当該届出事業に関する説明を求められたときは、速やかにこれに応じ、その結果を市長に報告しなければならない。

2 届出状況

平成22年度における事前協議届出書受付件数は27件であり、前年度より2件減少している。

施設別では、倉庫・物置場、駐車場の届出が各10件（74%）と最も多く、次に工場・作業場が7件（25%）と続いている。（表 - 172）

表 - 172 事前協議届出書施設別受付件数の経年変化

施設 年度	工場 作業場	駐車場	倉庫 物置場	給油 取扱所	物品販売 業を営む 店舗	旅館 ホテル	共同 住宅	計
17	10	23	13	0	0	0	0	46
18	6	22	16	0	0	0	3	47
19	5	18	8	0	0	0	0	31
20	5	12	9	2	0	0	0	28
21	3	9	13	1	3	0	0	29
22	7	10	10	0	0	0	0	27

備考 ラブホテルを除く。

次に、用途地域別では、1種住居地域8件（30%）、準住居地域4件（15%）、準工業地域4件（15%）の順になっている。

第2節 工場跡地の環境保全

工場が事業活動を終結し、跡地が他の用途に利用される場合、周辺的环境にさまざまな影響を及ぼすことが考えられる。このため、昭和53年4月に工場跡地に関する取扱要綱を制定し、事業活動を終結しようとする事業者等から届出書の提出を求め、工場跡地に関する問題解決のため、事前に協議することになっている。

1 対象

敷地面積が2,000㎡以上の工場の全部又は一部（面積が2,000㎡以上の部分に限る。）の事業活動を終結しようとするもの。

2 主な協議事項

工場跡地を良好な環境に保全するため、次のような協議を行っている。

- (1) 事業活動終結後の廃棄物の管理及び処分の方法
- (2) 汚染土壌の有無を確認する調査の方法及び汚染土壌が存在するときの対策の方法。また、地下水への汚染のおそれがあると判断される場合は、その調査の方法及び対策。
- (3) 工場を除去する作業方法
- (4) 工場跡地の管理方法
- (5) 工場跡地を利用して新しい事業活動を行う場合は、その規模、内容等